

後期高齢者医療制度に ご理解とご協力を お願いします



保険料

被保険者一人ひとりが納めます。
保険料率は、2年ごとに見直され、原則として、東京都内で均一となります。

平成22年度から保険料所得割率が変わります。
ご理解とご協力をお願いします。

※保険料に関する通知は、区役所から被保険者の方に送付します。

保険料の決め方

東京都における均一保険料(年間) 100円未満切り捨て

東京都の 保険料 (限度額50万円)	=	均等割額 被保険者1人当たり 37,800円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額*× 東京都の所得割率7.18%
----------------------------------	---	-------------------------------------	---	--

★賦課のもととなる所得金額とは、旧ただし書き所得のことで、前年の総所得及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

被用者保険(社会保険など)の被扶養者だった方への特例

後期高齢者医療制度では、制度加入の直前まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者として、ご自分で保険料を払っていなかった方は、所得割額が無料となり、均等割額が9割軽減されます。

保険料の 軽減措置

均等割額の軽減

所得の低い方は、世帯の世帯主及び被保険者の所得に応じて保険料の均等割額が軽減されます。

※65歳以上で公的年金等控除を受けた方は、さらに高齢者特別控除15万円を控除します。
※基礎控除額等の数字は、税制改正などで改正されることがあります。

総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
基礎控除額 (33万円)	8.5割
8.5割軽減を受ける世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割
基礎控除額 (33万円) + 24.5万円 × 被保険者の数 (被保険者である世帯主を除く)	5割
基礎控除額 (33万円) + 35万円 × 被保険者の数	2割

所得割額の軽減

厚生年金の一般的な収入211万円(旧ただし書き所得58万円)までの所得階層の方を対象に保険料を軽減します。

※前ページ★参照

注①及び②については、東京都広域連合独自の軽減措置です。

	「賦課のもととなる所得金額(旧ただし書き所得)」※ (年金収入のみの場合)	軽減割合
①	15万円(年金収入168万円)まで	全額
②	20万円(年金収入173万円)まで	75%
③	58万円(年金収入211万円)まで	50%

保険料の 納め方

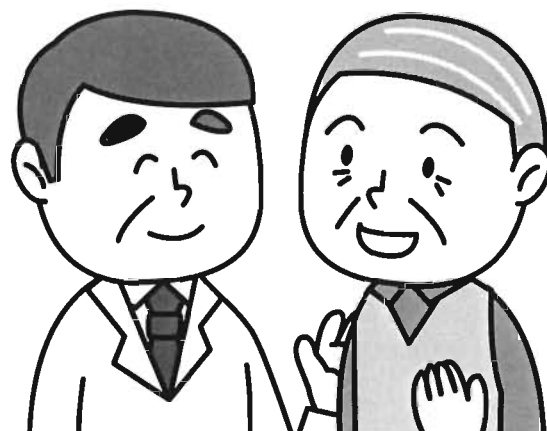
保険料の納付方法は、原則として介護保険料と同じ年金から引き落とされます(特別徴収)。

その年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書や口座振替などにより個別に納めます(普通徴収)。

※年金の天引き対象になっていても、次の方は、一時的に納付書で納めていただき、その後、年金からの天引きとなります。

- ①年度途中で豊島区に転入された方
- ②年度途中で75歳の誕生日を迎えられた方
- ③所得額の変更等によってもない保険料が増減する方

※口座振替を希望される方は、区の窓口にお問い合わせください。



事情により保険料の納付が困難な場合は、お早めに区の窓口にご相談ください。



高額介護
合算療養費

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者の方全員が、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

平成21年度の支給要件・支給額

○この制度は、通常は毎年8月からその翌年の7月末までの医療保険と介護保険の自己負担をもとに支給額を計算しますが、平成20年4月から開始されたため、平成21年度は次のように支給額を計算します。



- (1)世帯内の後期高齢者医療制度の加入者の方全員が、平成20年4月から平成21年7月末までに支払った医療保険・介護保険の自己負担額が次の基準を超える場合に、その超えた額を支給します。
- (2)平成20年8月から平成21年7月末までの自己負担額が、(2)の額を超える場合には、その超えた額と(1)により計算した支給額と比べ、大きい額を支給します。

	所得区分	負担区分	(1)の額	(2)の額
①	現役並み所得の方	3割	89万円	67万円
②	一般(①・③・④以外)の方	1割	75万円	56万円
③	世帯全員が住民税非課税の方		41万円	31万円
④	③のうち、世帯員全員の所得が一定基準以下※の方		25万円	19万円

※年金収入80万円以下等

申請手続きの注意点とお知らせの時期

○平成20年4月から平成21年7月までに、75歳の誕生日を迎えられ新たに後期高齢者医療制度に加入された方や住民票の異動があった方など、支給のご案内ができない場合があります。

限度額を超えていると思われる方は申請をお願いします。

○原則として支給対象となる方には、東京都広域連合から平成22年2月にご案内をお送りしております。支給対象のお知らせが来た場合は、区の窓口申請してください。



お知らせ

22年度後期高齢者医療保険料についてのお知らせを4月にお送りします。

〈特別徴収の方〉平成22年度4・6・8月の特別徴収額をお知らせします。金額につきましては、平成22年2月に天引きされた金額と同額になります。

〈普通徴収の方〉平成22年度4・5・6月の保険料額（仮算定）の通知をお送りします。金額につきましては、平成20年中の所得に基づいて計算したものです。

◎平成22年度の年間保険料額は、平成21年中の所得に基づいて7月に計算し、改めて保険料額決定通知書（本算定）をお送りします。

Q 後期高齢者医療制度はいつまで続きますか？

A 平成25年4月から新しい制度に移行される予定ですが、平成25年3月までは現行の後期高齢者医療制度が継続します。

Q 保険料を滞納するとどうなりますか？

A 特別な理由もなく保険料を滞納した場合は、短期被保険者証（有効期限の短い保険証）が交付されたり、保険証のかわりに被保険者資格証明書（この場合、医療機関でのお支払いがいったん全額自己負担になります）が交付されたり、滞納処分を受ける場合があります。

後期高齢者医療制度の被保険者証の詐取等にご注意ください

区市町村職員や後期高齢者医療広域連合職員を装い、被保険者宅を訪れ、被保険者証をだまし取ろうとする事件が発生しています。区役所や広域連合では、職員が自宅を訪問して直接被保険者証を回収するようなことはありません。

また、区市町村職員と偽り、後期高齢者医療の還付金を口実に、電話で携帯電話番号や住所等を聞き出そうとする事件も起きています。

区市町村や広域連合では、突然電話で口座番号や携帯電話番号をおたずねして、銀行のATM（自動現金預け払い機）で金銭の引き出し等をお願いすることはありませんのでご注意ください。

このような不審な訪問者や電話連絡があった場合には、最寄りの警察か区役所にご連絡ください。

